

令和 7 年 9 月 11 日

利用者（団体）各位

国立中央青少年交流の家
所長 藤 原 一 成
(公 印 省 略)

食事にかかるキャンセル料の取扱について

日頃より当施設をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

このたび、食堂に注文した食事（食堂食・野外炊事用食材・弁当）にかかるキャンセル料の取扱につきまして、下記のとおり変更させていただきますので御案内申し上げます。

近年の食堂運営においては、食材費の高騰のみならず、人件費のほか光熱水費、配送費等の物価上昇が世界規模で起こるなど、大変厳しい環境が続いております。

こうした状況に対応するため、令和 7 年 10 月以降は、国立青少年教育振興機構の全 28 教育施設の食堂の契約を一本化することにより、現在提供している食事の質及び量の維持と、安全・安心な食堂環境の両立を図ることとしています。

今回の食堂契約の一本化に伴い、食堂に注文した食事にかかるキャンセル料の取扱についても、令和 7 年 10 月以降は全施設統一の基準とさせていただきます。内容をご確認いただき、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日 令和 7 年 10 月 1 日（水）から

2. 食堂に注文した食事にかかるキャンセル料の取扱

①食堂食及び野外炊事用食材

利用の初日の 2 日前 15 時以降～当日のキャンセル・数量変更：100%

利用の初日の 3 日前 15 時以降～2 日前 15 時までのキャンセル・数量変更：50%

②弁当

利用の初日の 7 日前の 15 時以降～当日のキャンセル・数量変更：100%

※上記①の数量変更については、**各食事あたり 20 食以上**の数量の減がキャンセル料徴収の対象となります。上記②の数量変更は**各食事あたり 1 食**の数量の減からキャンセル料徴収の対象となります。キャンセルの場合は、①、②とも数量にかかわらず全て徴収の対象となります。

※上記のキャンセル期限を過ぎてからの利用日程の短縮や、別日程への変更に伴うキャンセルについても徴収の対象となります。

※天災等、利用者様に責任のない不可抗力によるキャンセルは徴収の対象外です。

○本件に関するお問い合わせ先：事業推進係

TEL. 0550-89-2023 E-mail. fujinosato-jsk@niye.go.jp